

清朝とハルハ「八扎薩克」について

岡 洋 樹

はじめに

一 順治二年の「八扎薩克」設置について

二 八ザサク體制

三 ハルハの清朝歸屬とザサクの増設

四 康熙三〇—三一年のハルハに對する旗編成と八ザサク

結 び

はじめに

一六三四年にモンゴル最後の太ハーン・リグダン(Ligdan)が死ぬと、まもなく内モンゴル全域が滿洲清朝の支配下に入ったが、外モンゴル・ハルハ(Qalqa 喀爾喀)部は、いまだ獨立を維持し、同時に清朝に朝貢を開始した。ハルハは、ダヤン・ハーンの第七子ゲレセンジヤ(Geresenje 格爾森扎)の分封後、その七子が屬民の分封を受け、七ホシヨール・ハルハと呼ばれたが、まもなく名目化し、宮脇淳子氏によると、ハルハは左右兩翼に分れた。⁽¹⁾ところが順治二年(一六五五)、清朝はハルハの八王侯をザサクとし、九白の貢(一頭の白い駱駝と八頭の白い馬)を納めさせた。⁽²⁾清代のザサク(Jasaq, 扎薩克)は、旗に屬する民の管理を義務付けられた旗長をいい、その印璽には、例えばハルハ・セツェン・ハン部中末旗であれば、

kalkai dergi jugun i dulinbai dubai gusa be kadalara doron
 galqa yin dorun-a jam un dundadaki adar un qosiyu yi jakiruyei tamay-a

ハルハ 東 路 中 末 旗 を管掌する者の印

と滿・蒙二體で刻み込まれていた。⁽³⁾このようにザサクとは、管下の佐領と貴族身分たる閒散王公・タイジ(ᠲᠠᠢᠵᠢ: 台吉)とその隨丁、それに旗内部の寺廟から成る旗の jakiruyei(管掌者)の意である。従つてザサクであるには、管理すべき屬民の存在が前提となるのであつて、屬民の有無を前提とはせず、世襲(世襲罔替)が認められた爵位(清朝では和碩親王以下四等台吉まで)とは異なる。つまりザサクの任命とは、一旗の屬民を「管掌」する権限の付與を意味し、世襲は認められず、その権限は回收されたのである。

順治一二年、未だ清朝に服屬していなかったハルハの王侯八人に、このザサクが授けられたと言われる。一方で、一七世紀末にハルハが清朝に服屬すると、旗・佐領が編成されて旗長たるザサクの任命が行われている。しかし服屬前と後に同じ官職が與えられるというのは、いかにも奇異の感を免れない。ここから、順治一二年のザサク授與をもって、ハルハが清朝の屬國化する第一歩であるといった見方から、これを單なる榮爵の授與に過ぎないとするものまで、様々な見解が行われている。⁽⁵⁾一般に我々は、清のハルハ支配を康熙三〇年(一六九二)のドロノール(Dolyn nor 多倫諾爾)會盟を起點として考えるが、もしそうだとすると、その三六年も前にハルハ王侯にザサクが授與されたことの意味は、明らかにしておく必要がある。そこで本稿では、八扎薩克設置の經緯をもう一度検討し、それが清朝の對ハルハ政策の推移に占める位置を明らかにしたいと考える。

一 順治一二年の「八扎薩克」設置について

順治一二年の「八扎薩克」設置について、『欽定外藩蒙古回部王公表傳』(以下『王公表傳』と略)卷四五、傳二九、喀爾

喀土謝圖汗部總傳には、

(順治)十二年、……(中略)……冬、復た使いを遣わして盟を乞う。之を許して盟を宗人府に賜る。是の年、喀爾喀八扎薩克を設け、仍ほ左右翼に分かつ。

とみえる。後世の史書も、これと同様の記事を載せるため、この措置の主旨は、ザサク設置とハルハの左右兩翼への分割にあると考えられた。果たしてそうか。そこで『世祖實錄』卷九五、順治十二年十一月辛丑(二日)條の該當記事を用する。

初めて例を定む。喀爾喀部落土謝圖汗・車臣汗・丹津喇嘛・墨爾根諾顏・畢席勒爾圖汗・魯卜藏諾顏・車臣濟農・坤都倫陀音、此の八扎薩克は、毎歲白駝各一・白馬各八を進貢す。之を九白年貢と謂ふ。我が朝は、扎薩克ごとに銀茶筒各一・重三十兩・銀盆各一・緞各三十・青布各七十を賞して以て之に答ふ。是に至り、土謝圖汗・丹津喇嘛・車臣汗・墨爾根諾顏、各々使いを遣わして例に遵ひて進貢し、賞賚は例の如く、并せて宴を賜ふ。

この記事からは、この「定例」がザサク設置よりは、むしろ八扎薩克の進貢額と、それに對する清朝側の賞賚額を定めたものであるように思われる。『親征平定朔漠方略』卷一康熙一六年(一六七七)一〇月甲寅(二日)條所載の詔旨におけるこの定例に關する言及を讀むと、尙更この感は深い。康熙帝は言う。

喀爾喀は亦た、西北の大國にして、元の苗裔なり。太宗文皇帝の時、馬哈薩瑪第汗、始めて聘使を通ず。世祖章帝の初年、土謝圖汗等、使いを遣わして馬駝貂皮の諸物を貢じ、修好せんことを請ふ。順治五年、扎薩克圖汗諸門汗來朝し、之を太和殿に宴す。土謝圖汗・碩雷汗、馬千匹・駝百頭を貢ぐ。賞賚は、初め定額無し。十二年、土謝圖汗・車臣汗・丹津喇嘛・墨爾根諾顏・畢希勒爾圖汗・羅卜藏諾顏・車臣濟農・昆都倫陀音に授けて八扎薩克と爲し、其の貢額を定む。毎歲汗及び濟農・諾顏・大台吉等は、各々白馬八匹・白駝一頭を貢ず。之を九白の貢と謂ふ。年貢なり。此の外の小台吉・他布囊は、色を限らず、數を計らず、所有に隨ひて貢ず。常貢なり。爲に答賞の例を旋定せし

む。毎扎薩克は、各々賞さるるに銀茶桶・銀盆・緞布等の物を以てす。其餘の小台吉の貢使等も亦た各々緞布を賞さるること差有り。定例後、喀爾喀汗等、益々恭順を加え、使いを遣わすこと絡繹として歳々以て常と爲す。

ここでは順治一二年の八扎薩克設置が貢額を定めるといふ文脈で語られている。そこで、この觀點から、ハルハ最初の朝貢以後、順治一二年までの兩者の關係を整理してみよう。

ハルハと清朝の交渉は、天聰九年（一六三四）のセツエン＝ハン（Sečen qan 車臣汗）朝貢を以て始る。⁽⁷⁾ ハルハの朝貢が清朝との交易を伴うものであることは、歴代の遊牧民と中國の關係における通例にもれない。⁽⁸⁾ 兩者の朝貢關係は、順治三年（一六四六）のスニド（Sūnid 蘇尼特）部長テンギス（Tenggis 騰機思）のハルハへの逃亡事件によって危機に陥る。和碩德豫親王トド（Todo 多鐸）率いる追擊軍は、トシエート＝ハン（Tusiyeitü qan 土謝圖汗）、セツエン＝ハン等の迎撃を受け、これを擊退している。一方トシエート＝ハン屬下のエルヘ＝ツォーホル（Erke cökhür 額爾克楚琥爾）は内モンゴル・バーリン（Bararin 巴林）部の人畜を掠奪、⁽⁹⁾ また順治七年にはザサクト＝ハン（Jasaytu qan 扎薩克圖汗）部のバルブ＝ビント（Barbu bintü 巴爾布冰圖）がフフホトを襲撃した。⁽¹⁰⁾ そこで清朝は、順治三年九月、トシエート＝ハン所屬のエルデニ＝トインの使臣を通じて、

草青以前に、騰機思・騰機特を將て之を擒へて以て獻ず可し。此くの如くせば、則ち使いを遣わして來朝せよ。否ざれば則ち使い來るも定めて羈留を行わん。

という諭旨を傳えさせた。⁽¹¹⁾ ただザサクト＝ハンの使者は受入れている。⁽¹²⁾

順治四年四月丙子（五日）、セツエン＝ハン、ザサクト＝ハン、オムボ＝エルデニ（Ombu erdeni 俄木布額爾德尼）、ダンジン＝ラフ（Danjin lam-a 丹津喇嘛）等は遣使上書したが、清朝はセツエン＝ハンにテンギス等の逮捕送還ないしは剿滅を⁽¹³⁾ 求め、五月乙巳（五日）には、ザサクト＝ハン、ダンジン＝ラフ、ジュウツンダムバ＝ホトクト（Jebundamba qutuγu 哲ト尊丹巴胡土克圖）、オムボ＝エルデニ、エルヘ＝ダイチン（Erke dayičin 額爾克岱青）にテンギス等の送還とバーリン部人

畜の返還・謝罪を求めている⁽¹⁴⁾。この時期、ハルハからは多くの佛教僧が朝貢している。兩國間交渉は、これらラマを通じて續けられたものと思われる。

翌順治五年八月のトシエート⁽¹⁵⁾ハンとセツエン⁽¹⁶⁾ハンの遣使謝罪によって、ハルハの朝貢は再開された。進貢の頻度も増え、順治六年にはトシエート⁽¹⁵⁾ハン三回、セツエン⁽¹⁶⁾ハン二回、同七年にはそれぞれ一回、八年にはそれぞれ四回と二回の朝貢があった。貢使數も、八年八月のトシエート⁽¹⁵⁾ハンの貢使は八八四人、同じ月のトシエート⁽¹⁵⁾ハン、セツエン⁽¹⁶⁾ハンの貢使は三〇九人に上った。ただハルハ側は、謝罪はしたものの、掠奪した人畜は完済しておらず、順治七年三月甲子⁽¹⁵⁾(二日)には、ザサクト⁽¹⁵⁾ハン、トシエート⁽¹⁵⁾ハン、イシ⁽¹⁵⁾ダンジン⁽¹⁵⁾ラマ、オムボ⁽¹⁵⁾エルデニ等に再度返還要求がなされた。更に一月にも、修好を欲するなら、天地に誓いをたてて進貢するよう呼びかけた。即ち、

其れ修好せる諸貝子は、宜しく定例に照して、毎年各々旗を按じて一次を進貢し、每旗下の貝子は、合して駝一隻・馬八匹を進め、大臣を遣わして朝見せしむべし。朕も亦た、定例に照して賞賚せん。此の外の遣使貿易は、各々其の便に従え。爾等、如し朕の命に遵はば、則ち爾衆貝子は、大臣を遣わして來朝せしむる可し。否ざれば、則ち遣わすことなかれ。

とあるものがそれである⁽¹⁶⁾。ここで順治帝は、ハルハの「諸貝子」に九白の貢を要求し、朝貢・貿易を許す條件としたのであるが、ハルハに對して「旗を按じて」、「每旗下の貝子は、合して」九白を進貢することを求めている點が注目される。つまり清朝は、ハルハは「諸貝子」が合したいくつかの「旗」に分れていると認識しているのである。翌年九月にはトシエート⁽¹⁵⁾ハン、セツエン⁽¹⁶⁾ハン等左翼の「大小の貝勒等」に諭旨が降された。

爾等の歲貢牲畜七十二頭口は、已經に收納したり。巴林の人畜に至りては、賠償する能はざるに因り、馬百匹・駝十頭を以て罪を贖はしむるに止む。是れ、爾等歸附の意無く、故に爾此くの如し。今若し我が巴林の人口を歸し、首爲る諸貝勒を遣わして入覲せしむれば、其の牲畜は自ら當に寛免すべし。如し朕の命に遵はば、則ち首爲る四旗の歲貢

は、自ずから當に收納すべし。其れ諸小貝子の各自の貢獻は、俱に停止を行わん。儼し我が巴林の人口を歸さず、首爲る諸貝勒を遣わして入覲せしめざれば、則ち爾等の使臣を遣わすこと勿る可し。歲貢は獻すること勿る可し。茲に爾等贖罪せる馬百匹・駝十頭を將て發還せん。⁽¹⁷⁾

ここに清朝は、バーリン部屬民の返還と「首爲る諸貝勒」の入覲を條件に家畜の返還要求を取り下げ、更に「首爲る貝勒」以外の「諸小貝子」が各自進貢を行うことを禁じた。この中で入覲・進貢すべき「首爲る貝勒」を、「首爲る四旗」と呼んでいる。

順治九年には、五月にザサクト⁽¹⁸⁾ハンとオムボ⁽¹⁹⁾エルデニにフフホトからの掠奪人畜の返還が、一月にはトシェ⁽²⁰⁾ト⁽²¹⁾ハン、セツエン⁽²²⁾ハン、ダンジン⁽²³⁾ラマにバーリン部人畜返還要求がなされている。これに對しハルハ側は、翌順治一〇年六月にトシェ⁽²⁴⁾ト⁽²⁵⁾ハン、ダンジン⁽²⁶⁾ラマ、セツエン⁽²⁷⁾ハンが次の様な上表を行った。まずバーリンの人畜返還問題で開催した盟會に、一部の貝子が参加せず清朝に逃亡したので、返還すべき人畜は、逃亡した貝子から取り、残りはハルハに送還するようにと。逃亡したのは、同年（一六五三）二月に清朝に降ったボンダル（Bundar 本塔爾）等四タイジのことである。清朝はこれを拒否した。同年九月にもトシェ⁽²⁸⁾ト⁽²⁹⁾ハン下の使者が進貢したが、この使者について順治帝は、

爾四旗の歲貢の白馬・駱駝を進ぜし時、爾は屢々詔旨に達えるに因り、是を以て衆使臣來るも、入覲を許さず。

と述べ、この時の貢使がハルハ左翼「四旗」の使者だったことを明らかにしている。更に翌順治十一年三月、入朝したダンジン⁽³⁰⁾ラマの子エルデ⁽³¹⁾ニ⁽³²⁾ノムチを通じて再度返還要求を出した。その諭旨中引かれたダンジン⁽³³⁾ラマの言は極めて興味深い。

四旗來たりて、白馬・駱駝を貢ぎし時、旨の切責を奉じたり。諭するに、従前敕諭に違はず、首爲る四貝子を遣わして來朝せしめず、而して僅かに白馬八匹・駝一隻を貢ぎたるのみなるを以てし、是を以て使臣を將て驅逐したりと。彼の時、臣は原と四旗の貝子を齊集し、遣わして來たらしめんと欲するも、杭愛地方大いに雪ふり、會議遲緩したる

に因り、是を以て及ぶ無し。

ここではダンジン・ラマ自身がハルハを四旗と呼び、帝の諭旨を引きながらその長を「首爲る四貝子」と表現しているのである。また、

今、我四旗を統攝す。想うに亦た、聖主も知る所ならん。聖朝、何の敕諭・法度有らば、當に遵照して行わん。四旗の貝子の内、若し一二の貝子の敕諭・法度に違はざる者有れば、即ち敕諭・法度に違はざるころの貝子を將て、使いを遣わして奏聞せん。

とも述べている。ダンジン・ラマが四旗を「統攝」していると言うのを、順治帝は「則ち爾、擅に自ら二汗の四旗を統攝すとは、洵に誣りならざるか」と疑っている。⁽²⁴⁾「統攝」の眞偽はともかく、ダンジン・ラマが「統攝」の對象を「四旗」と呼んでいることは重要である。これは明らかに「二汗」即ちトシエート・ハンとセツェン・ハンを含む左翼が「四旗」から成ることを明言したもので、順治帝が求めているのも、この「四旗」の「首爲る四貝子」の入觐であることは論を俟たない。

こうした一連の交渉の結果、順治一二年四月、トシエート・ハンの使者が歳貢を獻じて謝罪した。⁽²⁵⁾五月、清朝は精奇尼哈番那他特車爾貝等を「四旗」の「首爲る貝子」即ちトシエート・ハン、ダンジン・ラマ、セツェン・ハン、メルゲン・ノヤン (Mergen noyan 墨爾根諾顏) 等に遣わして諭を降し、修好の誓約を條件にバーリン部人畜返還を求めないことを傳え、同時に貿易を許可した。⁽²⁶⁾一〇月、この四王侯が「和好を以て約誓」したことが奏聞され、順治三年以來九年ごしの懸案は解決を見た。一方ザサクト・ハンはじめ右翼諸侯については、順治一二年正月にザサクト・ハン、オムボ・エルデニが上表して謝罪したが、⁽²⁸⁾五月に清朝は再度トゥメドからの掠奪人畜の返還と謝罪を求めている。⁽²⁹⁾しかし清朝とハルハの關係はここに正常化し、同年十一月、ハルハ諸侯は入朝、宗人府に會盟した。⁽³⁰⁾この時定められたのが、順治一二年の「定例」である。

ただ、奇妙なことに、右翼ザサク四人の内、以上の交渉過程で名前が見えるのは、ザサクト＝ハンとオムボ＝エルデニのみであり、セツエン＝ジノン (Sečen Jining 車臣濟農) とフンドレン＝トイン (Kondulen toyin 昆都倫陀音) の兩名は全く現れない。『王公表傳』によると、順治一四年 (一六五七) にザサクト＝ハンが、この二人と共に、「表を奉じて好を乞」うたために「詔して前罪を宥」したとある。⁽³¹⁾ とすると順治一二年にこの二人にもザサクが認められたかどうかが問題となる。これにかかわって、康熙二一年の三藩の亂鎮定に伴う賞給のための使者派遣に對する答禮として、トシェート＝ハン等が子弟を入朝させた際、康熙帝は、「賞を給すること順治十四年の例の如くし、且つ御服・貂裘を以て之に賜」っている。⁽³²⁾ この「順治十四年例」なるものも明らかではないが、あるいはセツエン＝ジノン等の謝罪の際に、給賞の例が改めて定められたものかもしれない。

以上みてきたところから、我々は以下の結論に導かれる。第一に、順治三年のテンギスの亂後交渉で清朝は、ハルハの諸侯中左翼四「旗」の「首爲る貝子」即ちトシェート＝ハン、セツエン＝ハン、ダンジン＝ラマ、メルゲン＝ノヤンの四人、右翼ではザサクト＝ハンとオムボ＝エルデニを交渉相手としたこと。

第二に、「首爲る貝子」或いは「貝勒」と呼ばれる者と、ハザサクは對應しており、順治一二年に清朝は、これら「首爲る貝子」をザサクと認めたにすぎないこと。

第三に、順治一二年の「定例」は、ハルハの諸侯を九白の年貢を納めるべきこれら八人の「大台吉」と、「此の外の小台吉」とに分けて進貢額と賞賚額を定めたもので、ザサク任命を眼目とするものではないこと。以上である。

二 ハザサク體制

この定例後ハルハは、ハザサクを通じた朝貢關係を維持するが、清朝はハルハ側情勢に對應してザサク認定に調整を加えた。

康熙元年（一六六二）、オムボ＝エルデニの子エリンチン＝ロヴサン＝タイジ（Erincin Lobang tayiji）は、ザサクト＝ハン・ワンシユク（Wangsur 旺舒克）を襲殺し、兄のチュール＝メルゲン（Ču mergen 綽墨爾根）を立てた。右翼王侯アハイ＝ダイチン（Agai dayicing 阿海岱青）は、トシエート＝ハンに介入を要請、左翼軍はロヴサン＝タイジを追放し、ワンシユクの弟ツェンゲン（Cenggen 成袁）をハンに立てた。これに伴い右翼屬民が左翼へ逃亡し、この返還問題が尾を引くことになる。ハザサクは一人を缺くことになったが、康熙九年、清朝はアハイ＝ダイチンをザサクとし、康熙一七年（一六七八）のアハイ＝ダイチン没後、その子ブントック（Dungcur 盆楚克）がこれを嗣ぎ、清朝から遵義タイジ（Jinun i erkimlektu tayiji）の稱號を與えられた。⁽³³⁾ ハルハ王侯に對する清朝からの稱號授與はこれが最初である。ところが康熙二〇年（一六八一）、ロヴサン＝タイジがオオルトから送還されたため、清朝はザサクト＝ハンの請いを容れてロヴサン＝タイジを「舊制に循いて入貢せしめ」た。⁽³⁴⁾ この結果、ハザサクは九人となる。ところが、康熙二一年（一六八二）、ザサクト＝ハンは突如ロヴサン＝タイジを捕らえ、再び追放する。當時清朝は、三藩の亂鎮定通知の使者を、ハルハに派遣しようとしていたが、この情報を確認すると、ロヴサン＝タイジへの使者派遣を中止した。⁽³⁵⁾

ロヴサン＝タイジに次ぐ變化は、セツエン＝ジノンに現れた。康熙一九年閏八月戊子（二日）條所載の理藩院題奏によると、

喀爾喀の進貢は、前に俱に車臣濟農を以て首と爲す。今、扎薩克圖汗、車臣濟農を將て革去し、厄爾德尼濟農を以て首と爲して進貢す。而るに達賴喇嘛給する所の文内に、又並びに厄爾德尼濟農首爲るの字樣無し。已に來使をして查明し、另に奏せしめんことを諭したり。其れ貢ずる所の物は、應に收納すべきや否や。查明の到る日を俟ちて再び議して具奏せん。

とある。これは、ザサクの認定にダライ＝ラマが介在したことを伺わせる極めて興味深い記事であるが、ダライ＝ラマの保證の有無を云々する理藩院に對して康熙帝は、

外藩蒙古頭目の進貢は、其の物の應に收納すべきと否とは、理は應に即ちに議定を行ふべし。何ぞ必ず達賴喇嘛の文の有無に據らんか。若し必ずや此れに據りて證しと爲さば、我が疆内に在るところの外藩蒙古は、悉く惟だ達賴喇嘛の言をのみ是れ聽くが似し。以後、蒙古の進物の、應に收納すべきと否とは、該衙門をして即ちに定議し具奏せしめ、必ずしも達賴喇嘛の文を以て據と爲さざれ。

と嚴命している。⁽³⁶⁾ ザサク認定へのダライニラマの關與の實態は不明だが、ここでは、ザサクトニハンの申し出を認め、エルデニニシノン (Erdeni-jinung 額爾德尼濟農) を以てセツェンニシノンに代えることを承認していることに注目したい。

ところで、宮脇氏も論じられたように、康熙二十一年七月の三藩の亂鎮定通知と、同二五年のフレンニビルチルの會盟の際、清朝はハルハ各王侯に使者を派遣している。⁽³⁷⁾ この時遣使對象となった王侯とハザサクとの對應關係を表にすると以下の通りである。

順治二年 八扎薩克	康熙二年 使者派遣	康熙二五年 使者派遣
土謝圖汗	土謝圖汗	土謝圖汗
車臣汗	澤卜尊丹巴胡土克圖	澤卜尊丹巴胡土克圖
丹津喇嘛	車臣汗	車臣汗
墨爾根諾顏	額爾克戴青台吉	信順額爾克戴青
畢席勒爾圖汗	墨爾根台吉	墨爾根濟農
魯卜藏諾顏	扎薩克圖汗	扎薩克圖汁
	羅卜藏台吉	
	盆楚克台吉	遵義盆楚克台吉
車臣濟農	達爾瑪希里台吉	達爾瑪希禮
	厄爾德尼濟農	額爾德尼濟農盆楚克拉下坦
坤都倫陀音	色冷阿海台吉	額爾克諾顏
		色冷阿海台吉

ここでの遣使對象の選定は、「喀爾喀七旗は、地方遼闊なるを以て」⁽³⁸⁾その居住地を按じてなされたもので、ザサク單位に遣使された譯ではない。康熙二十一年と二十二年それぞれ一人に使者が派遣されているが、二十一年のロヴサンニタイジ以外は、ジエツンダムバニホトクト、ダルマシリ、エルヘニノヤン⁽³⁹⁾(*Erke noyan* 額爾克諾顏)のいずれもハザサクではない。ハザサク中、複数の遣使がなされているものは、その屬民が二つに分散居住していたことを示すに過ぎなからう。

ともあれ、順治一二年以降ハルハの服屬までのハザサク體制におけるこれらの變化は、ハルハ側の事情を反映させた變更に過ぎない。一時ザサク數は九人に増えているが、これは亡命したロヴサンニタイジの送還によるものである。この時期、清朝はハルハのザサクの分割・増設策を探るには至っていない。

ただ一つ問題なのは、既に袁森坡氏も明らかにされたように、『王公表傳』中、これ以外にザサクであったとされる王侯が散見されることである。⁽⁴⁰⁾即ち、後のサインニノヤン(*Sayin noyan* 賽因諾顏)部に屬するダンジンニエルデニ(*Danjin erdeni* 丹津額爾德尼)の父ビチハダイ(*Bičigadai* 弼齊噶岱)、サムジツ(*Samjid* 薩木濟特)の父シナラクシヤド(*Sinaray šad* 錫納喇克沙特)、イダム(*Idam* 伊達木)の父ジャミヤン(*Jamyān* 扎木延)、ソダニ(*Sudani* 素達尼)の父ロヴサン(*Lobzang* 羅卜藏)、トシエートニハン部のダシ(*Dasi* 達什)、それにセツエンニハン部のツェレンダシ(*Ceringdasi* 車凌達什)である。しかし實錄等には、これらの王侯がザサクを授かったことを示す記事は一切現れない。この問題に關わって、注目されるのが、『王公表傳』卷五八、傳四二、扎薩克輔國公車凌達什列傳にみえる「初め所部の台吉の九白を貢ぐを得る者は、皆扎薩克を授かる。車凌達什は其の一なり」という記事である。既にみたように、順治五年に「旗下の貝子」は「合して」九白を納めることが命じられ、その合して入貢する單位が、「首爲る貝子」すなわち順治一二年定例のハザサクにはかならないとすれば、これらハザサクを通じて九白を貢じた王侯は、康熙二八年の服屬以降、すべて清朝によってザサクと呼ばれたものかもしれない。となると、『王公表傳』に名前が現れるこれら六人ばかりでなく、ザサクと呼ばれた王侯はもっと多かった可能性もある。

三 ハルハの清朝歸屬とザサクの増設

康熙二五年（一六八六）、康熙元年以來對立を續けてきたハルハ兩翼は、清朝・ダライニラマ・オオルトの使節と共にフレンニビルチルで講和した。この講和はオオルトのガルダン（Taldan 噶爾丹）の抗議によって崩壊し、トシェートニハンニチャホンドルジ（Čagandorji 察理多爾濟）等によるザサクトニハンニシャラ（Šar-a 沙喇）襲殺とガルダンのハルハ侵入、ハルハの清朝服屬へと展開していく。

ところで、このフレンニビルチルの會盟の際、トシェートニハンの長子ガルダンニタイジ（Taldan 噶爾丹=Taldandorji ガルダンドルジ噶勒丹多爾濟）⁽⁴¹⁾、同じく弟ディシリ（Saisiri 西第什哩）⁽⁴²⁾、グムヴ（Günbü 衮布）⁽⁴³⁾、ホトゴイト（Ootquyitu 和托輝特）⁽⁴⁴⁾部長ゲンデン（Gendin 根敦）の四人にザサクが授けられている。この四人の内、ハザサクのひそみにならいうような獨立した勢力としてあったのは、ロヴサンニタイジ以來のホトゴイト部を率いるゲンデンくらいである。ガルダンとディシリは、トシェートニハンニチャホンドルジの最近親であり、これがザサクとして認められるということは、左翼の四ザサク中の一つを割ることを意味せざるをえない。グムヴは、康熙元年のロヴサンニタイジによるザサクトニハン襲殺事件の時、左翼軍の先鋒となってロヴサンニタイジを打ち破り、これによってトシェートニハンからフンデレンニボシヨクトの稱號を授かった人物で、トゥメンヘン（Timenghen 圖蒙肯）の末子である。當時の長老格だったと思われる。

講和の失敗は、ハルハ左翼をして清朝への依存を強めさせた。康熙二六年（二七八七）正月、トシェートニハンは敕印の給與を請う⁽⁴⁵⁾。これは帝に拒否されるが、この頃から、清朝のハザサク政策に變化が現れ始める。以下に、清朝の各ザサクに對するこの時期の對應を順次概観しよう。

《左翼》

二月、セツェンニハンニノロヴ（Norbu 諾爾布）が病死し、その子イルデンニアラウダン（Ildeng-araldan 伊爾登阿喇坦）

はこれを清朝に通知した。清朝はそのハン位承襲を認めたが、この時の承認には從來と異なるものがあつた。

近く念ふに、爾喀爾喀は、内に自ら交惡なれば、朕は特に大臣を遣わして諭して和睦せしめて未だ久しからず。車臣汗の位は、久しく虚しくする可からず。爾喀爾喀は、長子を以て承襲するを例とす。伊爾登阿喇卜坦台吉は、既に長子に係り、且つ其の人も亦可なりと聞く。嗣立せしめて汗と爲せ。爾等、其れ諭に遵いて行え。達賴喇嘛に敕を賜ること亦た之の如くす。⁽⁴⁶⁾

ここで康熙帝が、セツエンハンの承襲に積極的に関與しようとしている感は否定できない。康熙二七年六月のガルダンの侵入によりセツエンハン屬下も續々と清朝に降る。その中でイルデンアラヴダンも病死し、同年冬に長子ウメヘイ⁽⁴⁷⁾ (Omeler 吳默客) が遣使して、おそらくこれを通報した。⁽⁴⁸⁾ 帝は直ちにそのハン位承襲を認めたが、ウメヘイはまだ幼少であつた。

このセツエンハン屬下の來降に際して、清朝は新たな措置を採る。即ち、『親征平定朔漠方略』卷之五、康熙二七年二月丁卯(二八日)條に、

車臣汗の子吳默赫台吉を以て汗號を承襲せしめんことを命ず。時に已に故き車臣汗の妻及び其の子吳默赫、其の屬裔を率いて來降し、奏して言うらく、昔、治化隆平の日に當たり、臣の祖車臣汗没するや、聖鑑を仰ぎ蒙り、左右兩翼の汗に敕諭し、臣の父を立てて汗と爲したり。旋つて、又歿す。曾て情節を以て上奏したり。想うに兩汗交惡なるに因り、稽遲して未だ答えを蒙り見ず。此れが爲に由を具えて謹んで奏すと。上、諭して曰く、吳默赫は、襲いて車臣汗と爲ることを准す。其れ車ト登車臣濟農・達賴台吉・布達扎卜額爾德尼台吉は、已に故き車臣汗に在りては祖輩爲り。車ト登車臣濟農は、應に授けて扎薩克と爲すべし。其れ達賴台吉・布達扎布台吉は、授けて濟農と爲し、并せて授けて扎薩克と爲す。其れ已に故き車臣汗の叔達里伊爾登台吉、已に故き車臣汗の弟益楚克伊爾登台吉・納木扎爾額爾德尼台吉は、俱に授けて濟農と爲せ。吳默赫は年幼ければ、國事は伊の親叔納木扎爾額爾德尼台吉に協理せしめよ。

とある。この時、從來ハザサクの一人であったセツエン＝ハン以外に、ツェヴデン＝セツエン＝ジノン（*Cebden seten jining* 車ト登車臣濟農）、アナンダ＝ダライ＝タイジ（*Ananda dalai tayiji* 阿南達達賴台吉）、ブダジャヴ＝エルデニ＝タイジ（*Budajab erdeni tayiji* 布達扎布額爾德尼台吉）が新たにザサクを授けられた。更に、ダライ、ブダジャヴ、ブソク＝イルデン＝タイジ（*Pungsur ildeng tayiji* 朋素克伊勒登台吉）、ナムジャル＝エルデニ＝タイジ（*Namjal erdeni tayiji* 納木扎勒額爾德尼台吉）にはジノンが授けられている。清朝側には、「喀爾喀の舊俗は、汗最も貴く、濟農之に次ぎ、諸顔又之に次ぐ」という認識が存したが、ジノンが爵位として滿洲皇帝によって授けられたのである。康熙二八年一〇月辛未（八日）、⁽⁴⁹⁾「復た喀爾喀散亡の餘を以て、若し法度無く、意に任せて妄りに行へば、必ずや益々離散するに至らん。預め籌度を爲すべきであるとの認識から、新たに一人がザサクを與えられている。セツエン＝ハン屬下では、更にツェヴデン＝エル⁽⁵⁰⁾＝タイジ（*Cebden erke tayiji* 車布登額爾克台吉）、ホンゴル＝ダイチン（*Onggur dayichin* 洪俄爾岱青）がザサクを授かった。このように、清朝は、セツエン＝ハン屬下に對しては、ハン位承襲への積極的關與に始まり、屬下王侯へのジノン號授與、ザサク任命と、他とは異なる積極的措施を採っている。この措置は、セツエン＝ハン部を東路として他の左翼三ザサクから獨立させる下地となった。

その一方で、左翼の他の三ザサクに對しては、かかる措置が保留された。左翼トシェート＝ハン、ジェヴツンダムバ、メルゲン＝ジノン、右翼ロヴサン＝タイジについては、「喀爾喀扎薩克内には、已に至る者有り、未だ至らざる者有り」という状況の故に、「旗隊を分編するの處は、暫く置きて議せざる」とこととされている。この際にザサクを與えられた者は、セツエン＝ハン屬下七人（上述）、右翼三人、シャムバ屬下一人で、壓倒的にセツエン＝ハン屬下からのザサク任命が先行している。⁽⁵¹⁾結局後のトシェート＝ハン部を構成する各ザサクの任命は、康熙三〇年を待たなければならなかった。

《右翼》

清朝への服屬によって、ハザサク時代の體制に改變が加えられることが最も少なかったのが、右翼であった。康熙二八

年に、右翼王侯としてはグンチェン (Günjen 衰亡)、ウルジャン (Urian 烏爾占)、ブーベイ (Bübei 博貝) の三人がザサクを授けられたが、⁽⁵²⁾これらはいずれもセツェン系⁽⁵³⁾の王侯である。新設された三ザサクは、比較的早い時期に服属した人々であり、これらに右翼からの避難民を管理させたものである。しかし一度ザサクが与えられると、康熙三〇年以後も、そのまま獨立したザサクとして認められた。ただ、右翼の場合には、その中心たるべきザサクトハんに、左翼のハンは異なる措置が採られた。ザサクトハン屬下の管掌者とされたツェヴェーンジャヴ (Čewangjab 策旺扎布) には、ハンの爵位が與えられず、和碩親王にとどめられたのである。

康熙二七年 (一六八八)、トシェートハン⁽⁵⁴⁾ニチャホンドルジは、ザサクトハンニシヤラ (Šara 沙喇) を襲撃し、更にオオルトのガルダンの弟ドルジジャヴ (Dotjab 多爾濟扎布) をも殺害したため、ガルダンは三萬の兵を率いてハルハに侵入し、シヤラの妻ボニダラ (Buidara 布尼達喇) と三人の息子バーラン (Barang 巴朗)、グング (Güngge 恭格)、ケセグ (Kesege 格色克) をアルタイ山陽に居住させた。⁽⁵⁴⁾二九年 (一六九〇)、バーランはアルタイより清朝に來降し、ハン位の承襲を願ひ出た。

喀爾喀喀爾克阿海巴郎奏し言うらく、臣の父扎薩克圖汗は喀爾喀七旗の長なり。左翼土謝圖汗の爲に敗られ、屬裔は分散す。臣等は又、厄魯特⁽⁵⁵⁾の爲に收められ、阿爾泰山の南に棲みたり。今、閒に乗じて出でて來たり投ずるを得たり。伏して乞ふらくは、聖恩もて賑恤恩養し、繼立するを得しめんことを。

これに對して帝の諮問を受けた議政王大臣は、

扎薩克圖汗は、歷世恭順にして職貢有年たり。應に繼立すべきが似し。査するに、今年衆喀爾喀來降し、已に期を定めて會関せんとす。其れ請う所は、應に會関の處に於いて定奪せん。⁽⁵⁵⁾

と議覆した。⁽⁵⁶⁾ここにいう會関とは、同年七月に豫定されていたものであるが、同年六月にガルダンが内モンゴルに侵入したため取り止めとなり、ザサクトハンの問題は翌年のドロノール會盟に持ち越された。ところがまもなくハン位を嗣

ぐべきバーラン、そしてグングが病死した。そこで康熙三〇年五月のドロノール會盟においては、馬齊等の「扎薩克圖汗は、乃ち喀爾喀七旗の長にして累世誠を抒べ、貢を進む。扎薩克圖汗の名號は、應に仍ほ承襲せしむるべきが似し」という上奏にも拘らず、康熙帝は、

若し其の子巴朗額爾克阿海尙は在らば、即ち應に襲封するべし。但だ今已に亡故し、見在の子は幼穉なり。扎薩克圖汗の親弟策妄扎布は衆皆其れを賢しと稱す。封じて親王と爲さんと意欲す。明日、此の意を以て衆喀爾喀等に諭せ。として、殘るケセグが幼少であることを理由にシャラの弟ツェヴェーンジャヴを和碩親王に封ずるに止めた。しかし、服屬時やはり幼少であつたツェヴェーンハンウメヘイについては「車臣汗に至つては、我が朝已經に襲封したり。仍ほ其の汗號を存する可し。」とハン位承襲を認めた。⁽⁵⁷⁾ この不公平に對し、同年一月、シャラの妻ボニダラは、六歳のケセグの承襲を願ひ出たが、理藩院は、

扎薩克圖汗の弟策妄扎布、已に親王に封ぜらる。克色克は年幼し。未だ應に封を受けるべからず。奏する所は議する無庸らしめん。

とする議覆を行い、帝はケセグを輔國公に封じた。⁽⁵⁸⁾ このようにして、ハン位の承襲は、ケセグにも、ツェヴェーンジャヴにも認められず、結局康熙四〇年にツェヴェーンジャヴがハンに封ぜられるまで、同部にはハンが不在となることになった。

右翼四ザサクの内、ロヴサンニタイジのみは、この時にはザサクを與えられなかった。康熙二八年一〇月に、トシエートハン、メルゲンニジノンと共に彼に對する措置は留保されたことは前述の通りである。ロヴサンニタイジは、康熙三年（一六九二）五月までに青海より來降し、「暫く寧夏邊外に駐」せしめられたが、六月己丑（二日）に、「羅卜藏賽音台吉及び其の子女屬裔を將て」「歸化城附近に送り安插」し、「到日再び職を授げんことを議」するものとされ、結局輔國公を授かり歸化城に駐牧した。⁽⁶⁰⁾ その孫ナマリンツァムボー（Namaringbu 納瑪璘藏布）がザサク一等台吉に封ぜられ

てハルハに歸還を果たしたのは、實に康熙四八年（一七〇九）のことであった（中右翼末次旗）。「ロヴサンニタイジのハルハ歸還が遅れたのは、そもその混亂の原因たるロヴサンニタイジの歸還によつて、ハルハ、特にザサクトニハン部内に無用の混亂を起こすことを恐れたものかとも思われる。

この他、フンドレンニトイン（エルデニグムウ Erdeni-gumū）とエルデニニジノン（プンツォクラウダン Pungsurabdan）、それにセツェンニジノン（ソノムイシジャウ Sonum-isijab）には、各々一旗が與えられた。

四 康熙三〇—三一年のハルハに對する旗隊編成と八ザサク

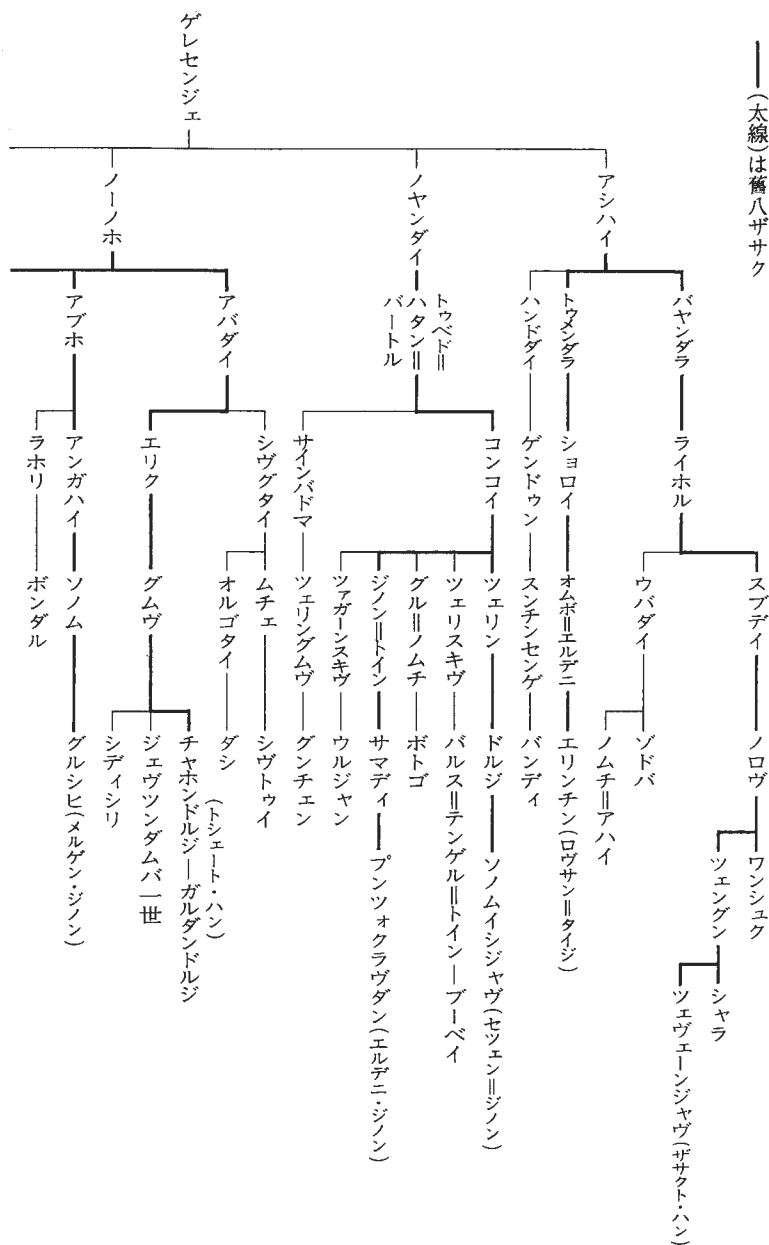
康熙三〇年五月のドロノール會盟でハルハ王公に授爵及びザサク旗編成を行つた清朝は、翌年五月、「喀爾喀は、既に四十九旗と同列」として扎薩克印を給與した。⁽⁶¹⁾これ即ちハルハにおける旗制施行である。

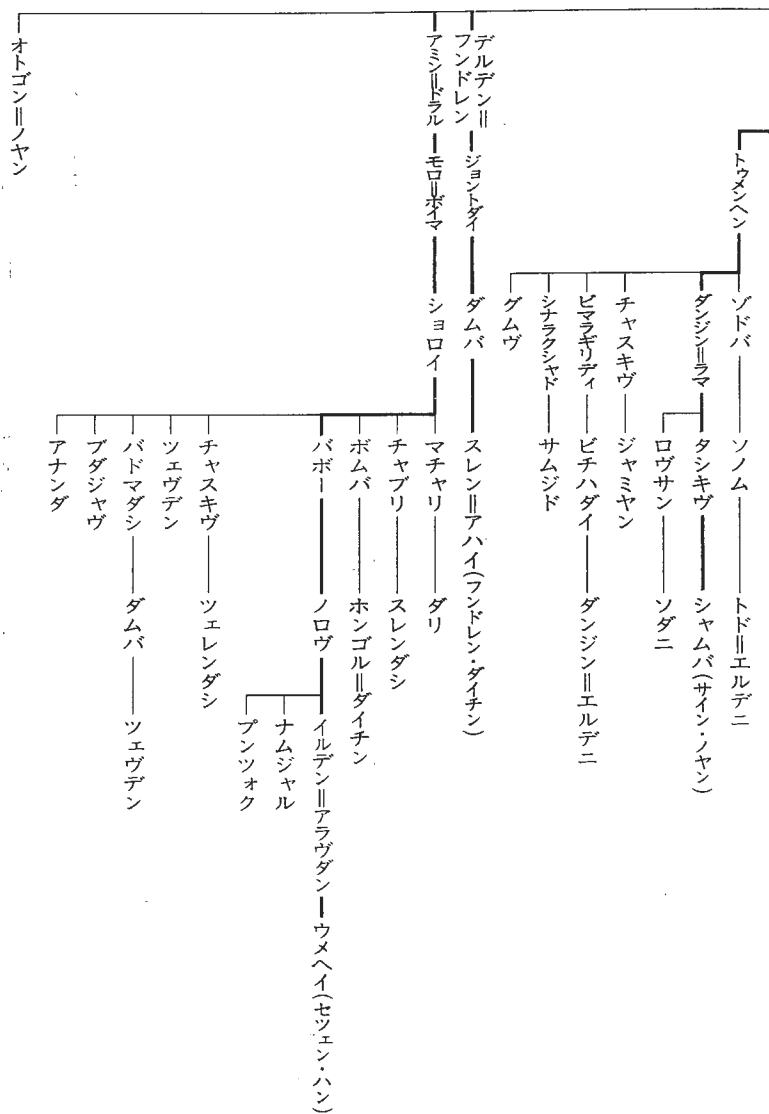
ここでは、まずセツェンニハン屬下のみが、他の左翼三ザサクから切り放され、東路として獨立した一方で、左翼の他の三ザサクは北路（トシエートニハン部）として一部に纏められた。これらの三ザサクは、ゲレセンジェの第三子ノノホをその共通の祖とする。トシエートニハンは、ノノホの長子アバダイ系であり、メルゲンニジノンは同第二子アブホ系、シャムバは同第四子トゥメンヘン系である。これがそれぞれ三ザサクのトシエートニハン、メルゲンニジノン、ダンジンニラマ（シャムバ）に對應していると假定するならば、康熙三十一年に北路ザサクに任命された一七人の内、アバダイを祖とする者五人、アブホ系三人、トゥメンヘン系九人となる。しかしアブホ系の三人の内、左翼後旗のリダル（Urdar 禮塔爾）はシャムバに屬していたことが、『王公表傳』の彼の傳から明らかであるから、結局三ザサクは、トシエートニハンから五ザサク、メルゲンニジノンから二ザサク、ダンジンニラマ（シャムバ）から一〇ザサクが設けられたことになる。

この時與えられた旗名について、ソノムダグヴァ氏は、「そのアイマクの領域のどの部分に在ったかによつて、方位に

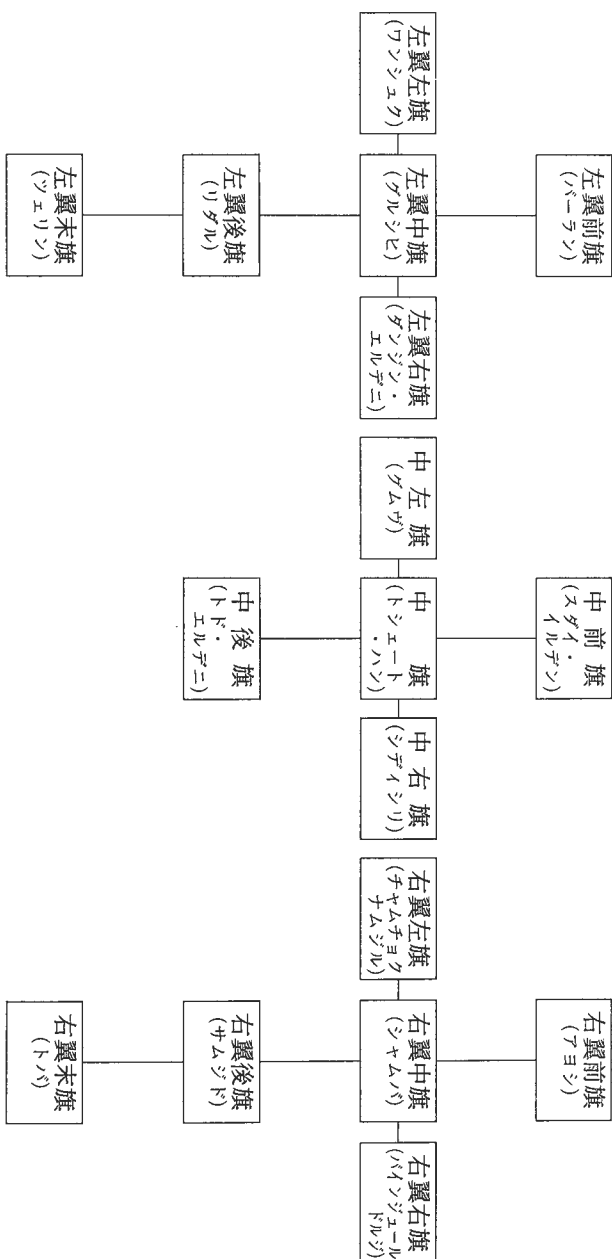
ハルハ部略系圖

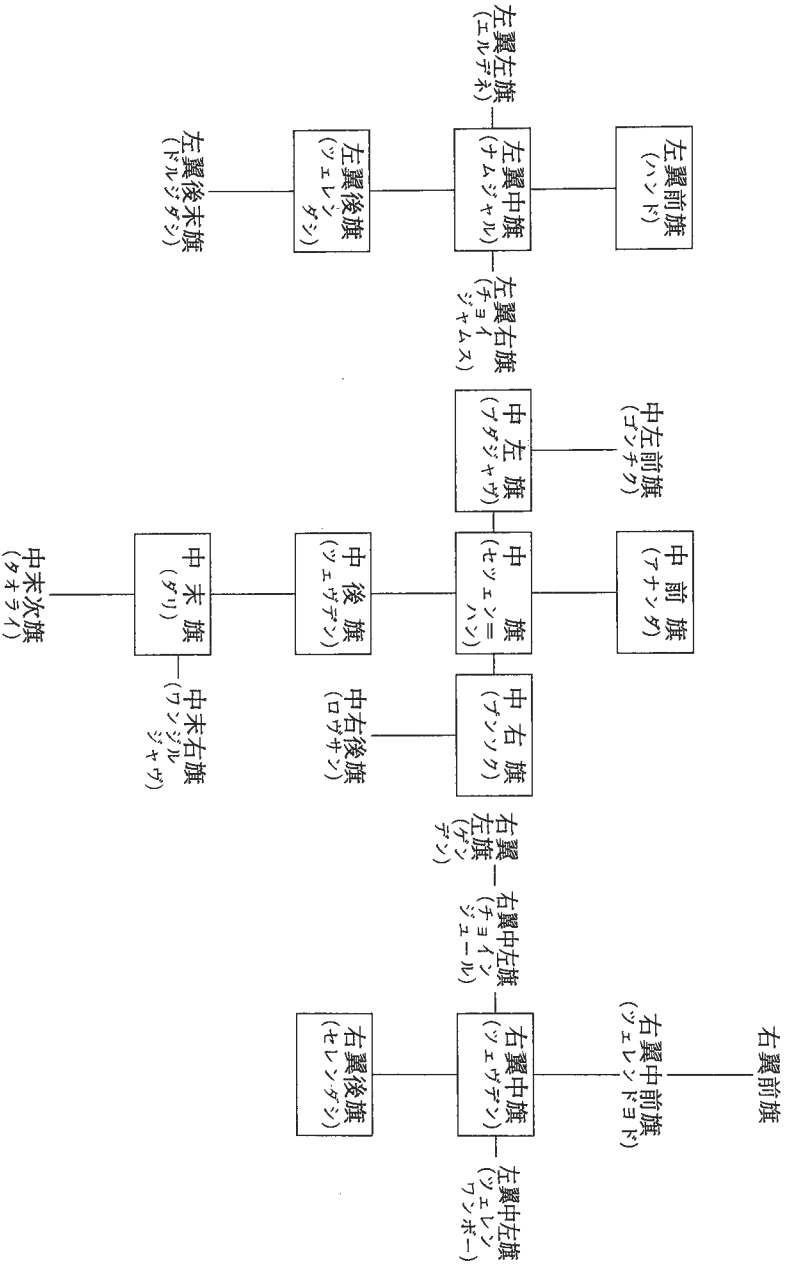
— (太線) は舊ハザサク



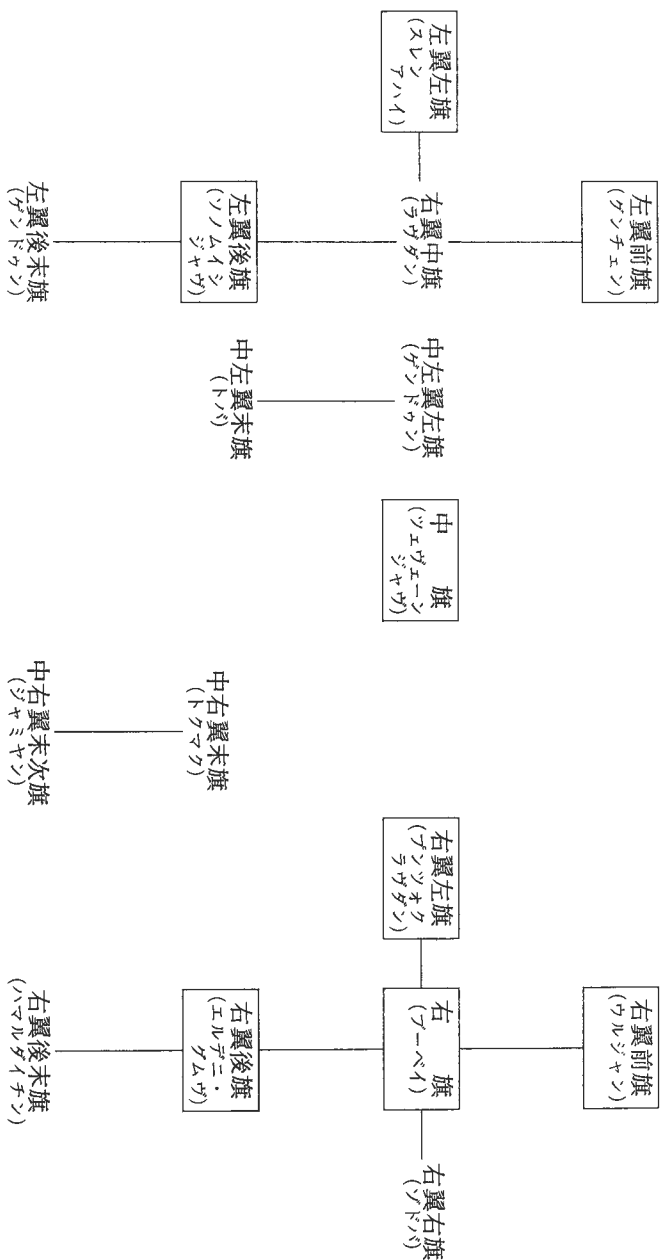


北路（トシエート＝ハン部）
 図 1 □で囲んだ旗は康熙三十一年に印信給與の対象となった旗
 但し、康熙三十一年の時期における設置旗のみ。





西路（ザサクト＝ハン部）



したがって、左右・中・後・前の翼及び側(ceged)と割り當てた」ものとされるが、こと喀爾喀に關する限り、方位のみではその名稱を説明することはできない。そこで、康熙三一年設置の各路の旗をその名稱によつて圖にしたものが、圖1である。これを見ると、極めて興味深い配置がなされていることがわかる。即ち、まず舊左翼四ザサクをみると、北路・東路に分けた上で、北路にはトシェートハン、シャムバ(八扎薩克設置時のダジンハラマ)、メルゲン・ジノンの三者、東路にセツエンハンが含まれた。北路は更に左・中・右の三翼に分けられて、それぞれが中旗を中心として前後左右各旗が、そして左右兩翼には下(末)旗が配置されている。セツエンハン部も同様であるが、各翼の構成は不完全である。ここでは、左翼で舊八ザサクが例外無く「中旗」に配當されているのが注目される。つまり各旗は、曾ての八ザサクを中心にして配置されているのである。右翼ザサクトハン部に關しては必ずしもこの限りでない。確かに後にザサクトハンを嗣ぐツェヴェーンジャヴは、西路中旗を與えられているが、ほかの八ザサク系王公、即ちエルデニ・ジノン・ブントクラヴダンは右翼左旗、フンドレン・トイン(スレン・アハイ)は左翼左旗、ロヴサン・タイジに代つたアハイ・ダイチン系(エルデニグムウ)が右翼後旗、セツエン・ジノンは左翼後旗となっており、ザサクトハン以外の八ザサクの一人として「中旗」に配當された者はいない。しかも、西路に關して左翼兩路と異なる著しい特徴は、康熙三一年の時點で一人としてザサクが増設されていないという事實である。即ち、この康熙三一年に旗隊編成の對象となつた西路八旗の内、中、右翼左、右翼後、左翼左、左翼後はいずれも舊八ザサクだつたものであり、のこる三旗(左翼前、右、右翼前)は、いずれも康熙二八年にザサクを與えられたものである。このように、旗隊編成の配置をみると、かつての八ザサクいづれも各路各翼の中心的地位を與えられていることが看取される。

しかし、この旗隊なるものが、實際の軍事行動においてどのような意味を有していたものか、現在のところ全く不明とするしかない。實際、この名稱は、清代を通じて文書等で用いられることは殆ど無かつた。このことは、この名稱の現實性に疑問を投げかけるものであるが、これについては別に検討を必要としよう。

結 び

以上の考察をまとめると、以下の如くである。

第一に、順治一二年に設置された「八扎薩克」は、順治三年のテンギスの亂及びこれに伴うハルハによる内モンゴル掠奪事件の處理の過程で、清朝が交渉を持ったハルハの「首爲る貝子（貝勒）」を「八ザサク」として公認し、清朝と交渉する際の公認の代表者としたものであって、その選擇はハルハ内部の勢力關係の實態を反映したものである。

第二に、八ザサクの設定以後、ガルダンの侵入によるハルハの服屬まで、清朝はこの枠組みを維持した。後に右翼のアイハニダイチンがザサクを與えられたのは、ロヴサンニタイジがオオルトに逃亡し、ザサクに缺員が生じたことによるものであり、セツェンニジノンとエルデニニジノンのザサク交代も、ザサクトニハンの要請によるものであった。康熙二一年と二五年の左翼五人、右翼六人に對する遣使は、ハルハ側の居住地分布を考慮したもので、ハルハのザサクが左翼五人、右翼六人となった譯ではない。

第三に、一六八八年にハルハが清朝に服屬すると、内モンゴルに避難したハルハ部民管理の必要から、ザサク任命が行われたが、セツェンニハン屬下王侯に對する爵位授與と扎薩克任命が先行し、同部が他の左翼三ザサクから分離する下地をつくった。

第四に、康熙三十一年、清朝はハルハに旗隊を編制し、三十六人の王侯をザサクに任命し、印信を給與した。この時のザサクは、かつての八ザサクとは異なつて、ハルハの勢力關係を越えて集團即ち旗の分立を行ったものである。清朝は、もはや八ザサク時代のようにハルハ側の客觀狀況ないしは要請にのみ従うのではなく、清朝側の意圖に基づいて、ザサクの任命を行うようになったのである。ただ、この時の旗隊編成を、その旗名に基づいて検討すると、ハルハ左翼については曾ての八ザサクがいずれも「中旗」とされており、一方の右翼では八ザサクのメンバーに康熙二八年にザサクを與えられて

避難してきた右翼部民の管理を委ねられた三人を加えたものに過ぎない。つまり、この旗隊編成のなかに、ハザサク體制が反映しているのである。

註

- (1) 宮脇淳子「十七世紀清朝歸屬時のハルハ・モンゴル」『東洋學報』第六一巻第一・二號、一九七九年二月、一〇八一—一三八頁。
- (2) ハルハが九白の貢を納めるようになったのは、太宗崇德三年（一六三八）のことである。趙雲田「清代蒙古政教制度」〔中華書局、一九八九年〕三〇頁。
- (3) Qariyatu qosiyun-u dotur-a daraju yabuyulur-a toyrajan tusiyaršan uqayulqu bičig-ün eke, *MONUMENTA HISTORICA* T. II, f. 5, Ulaŋan baratur, 1960. 附圖。
- (4) Bıgd Najramдах Mongol Ard Ulsyn Tıküh, ded bof, 1604-1917, Ulaanbaatar, 1968, 81-r tal.
- (5) 田山茂「清代における蒙古の社會制度」〔文京書院、一九五四年〕九四頁。袁森坡「喀爾喀蒙古扎薩克設置與演變」〔《清史研究通訊》一九八八年二期〕一一〇頁。ハザサクに言及した文獻は少なくないが、ここではその全てを挙げる紙幅はない。特に記して諸氏の御寛恕を請うものである。
- (6) 例えば、祁韻士『皇朝藩部要略』卷之三、外蒙古喀爾喀部要略一。張穆『蒙古游牧記』卷之七、外蒙古喀爾喀四部總敘。何秋濤『朔方備乘』卷三、聖武述略三、喀爾喀內屬述略。魏源『聖武記』卷三、外藩、國朝綏服蒙古記二、外四盟
- (7) 蒙古。『清史稿』卷五二一、列傳三〇八、藩部四、喀爾喀土謝圖汗部等參照。
- (8) 『太宗實錄』卷二三、天聰九年五月丙子（二七日）條。
- (9) 『世祖實錄』卷二三、順治二年正月戊子（四日）條に、張家口・古北口に滿洲章京を駐防させるに際して、「其れ喀爾喀部落の來たりて馬を市する者は、口外に駐さしめ、戶部に申報して諭旨を聽候せよ」との指示がなされてゐることから明らかである。
- (10) Faldan: erdeni yin erike kemektü teüke bolai, *MONTU-MENTA HISTORICA*, T. III, f. 1, Ulaanbaatar, 1960, P. 91a.
- (11) 『皇朝藩部要略』卷三、外蒙古喀爾喀部要略一、『王公表傳』卷六一、傳四五、喀爾喀扎薩克圖汗部總傳。『世祖實錄』卷四八、順治七年三月甲子（二日）條。
- (12) 『世祖實錄』卷二八、順治三年九月己未（一六日）條。
- (13) 『世祖實錄』卷三〇、順治四年二月丙子（五日）條。
- (14) 『世祖實錄』卷三一、同日條。
- (15) 『世祖實錄』卷三二、同日條。
- (16) 『世祖實錄』卷四八、同日條。
- (17) 『世祖實錄』卷五一、順治七年十一月辛未（二二日）條。

- (17) 『世祖實錄』卷六〇、順治八年九月己丑（一五日）條。
- (18) 『世祖實錄』卷六五、順治九年五月甲申（一四日）條。
- (19) 『世祖實錄』卷七〇、順治九年一月甲申（一六日）條。
- (20) 『世祖實錄』卷七六、順治一〇年六月丁未（一三日）條。
- (21) ボンダルは、ゲレセンジユの第三子ノノホ（Nonuqu 諾和）の次子アブホ（Abuqu 阿布瑚）の孫。内モンゴル・ウラーン・チャウ盟ハルハ右翼旗ザサク多羅ダルハン貝勒の祖。『王公表傳』卷四二、傳二六、喀爾喀右翼部總傳。
- (22) 『世祖實錄』卷七六、順治一〇年六月庚申（二六日）條。
- (23) 『世祖實錄』卷八二、順治一一年三月庚戌（二〇日）條。
- (24) 同右。
- (25) 『世祖實錄』卷九一、順治一二年四月辛酉（七日）條。
- (26) 『世祖實錄』卷九一、順治一二年五月戊子（四日）條。
- (27) 『世祖實錄』卷九四、順治一二年一〇月庚申（一〇日）條。
- (28) 『世祖實錄』卷八八、順治一二年正月甲寅（二九日）條。
- (29) 『世祖實錄』卷九一、順治一二年五月壬寅（一九日）條。
- (30) 『王公表傳』卷四五、傳二九、喀爾喀土謝圖汗部總傳。
- (31) 『世祖實錄』卷九五、順治一二年一月辛丑（二二日）條。
- (32) 『王公表傳』卷六一、傳四五、喀爾喀扎薩克圖汗部總傳。
- (32) 『世祖實錄』卷一〇六、同日條。『方略』卷二、康熙二一年十二月癸未（一〇日）條。
- (33) 『王公表傳』卷六六、傳五〇、扎薩克一等台吉額爾德尼袞布列傳。
- (34) 『世祖實錄』卷九七、康熙二〇年八月辛丑（二二日）條。
- (35) 『方略』卷二、同日條。
- (35) 『世祖實錄』卷一〇四、康熙二年八月己卯（四日）條。
- (36) 『方略』卷二、同日條。
- (36) 『世祖實錄』卷九一、同日條。Zahiruddin Ahmad, *Sino Tibetan Relations in the Seventeenth Century*, Roma, 1970, pp. 256—257.
- (37) 官脇前掲論文、一一二—一二三頁。袁森坡前掲論文、三頁。
- (38) 『世祖實錄』卷一二五、康熙二五年四月乙酉朔條。『方略』卷三、同日條。
- (39) ダルマシリは、宮脇氏も比定されたように、ザサクトン・ン＝スブデイ（Subat 素巴第）の弟ウバダイ（Ubadai 烏巴岱）の子ゾドバ（Judba 卓特巴）である。エルヘン・ノヤン（Ertse noyan 額爾克諾顏）は、『世祖實錄』には額爾克濟農とあるが、これは『方略』の額爾克諾顏が正しく、ゲレセンジユの次子ノヤンダイ＝ハタンバートル（Noyandai qatan batur 諾顏泰哈坦巴圖爾）の孫、セツェン＝ジン＝コンニイ（Qongqui 崑奎）の孫ボトル（Botur 博託果）であらう。『王公表傳』卷六六、傳五〇、扎薩克一等台吉哈瑪爾岱青列傳。
- (40) 袁森坡前掲論文二—三頁表。
- (41) 『王公表傳』卷四七、傳三一、扎薩克多羅郡王噶勒丹多爾濟列傳。
- (42) 『王公表傳』卷四九、傳三三、扎薩克多羅貝勒西第什哩列傳。

- (43) 『王公表傳』卷七一、傳五五、扎薩克多羅郡王宸布列傳。
- (44) 『王公表傳』卷六三、傳四七、扎薩克多羅貝勒根敦列傳。
- (45) 『聖祖實錄』卷二九、康熙二六年正月乙巳(二六日)條。
- (46) 『聖祖實錄』卷二九、康熙二六年二月丙子(二八日)條。Ahmad, *op. cit.*, pp. 259-260.
- (47) 『聖祖實錄』卷一三七、康熙二七年一月乙酉(二六日)條。
- (48) 『聖祖實錄』卷一三八、康熙二七年二月歲暮(二九日)條。
- (49) 『王公表傳』卷六四、傳四八、扎薩克輔國公索諾木伊斯扎布列傳。
- (50) 『聖祖實錄』卷一四二、『方略』卷五、康熙二八年一〇月辛未(八日)條。同日條。
- (51) 同右。
- (52) 同右。
- (53) グンチェンはセツモンジノンニコンコイの弟サインバド(Sayin badara 賽因巴特瑪)の孫。ウルジャンはコンコイの第五子ツァガンンスキウ(Čeganskib 察罕斯奇布)の子。ブーベイは、コンコイの第二子チェリスキウ(Čeriskib

- 策里斯奇布)の孫。
- (54) 『王公表傳』卷六一、傳四五、原封扎薩克圖汗和碩親王策旺扎布列傳。
- (55) 『聖祖實錄』卷一四六、康熙二九年五月辛丑(二一日)條。『方略』卷六、同日條。
- (56) 『聖祖實錄』卷一四五、康熙二九年三月癸巳(二日)條。『方略』卷六、同日條。
- (57) 『聖祖實錄』卷一五一、康熙三〇年五月丙戌朔條。
- (58) 『聖祖實錄』卷一五三、康熙三〇年一月戊午(八日)條。『方略』卷一、同日條。
- (59) 『聖祖實錄』卷一五五、康熙三二年六月己丑(二一日)條。『方略』卷二、同日條。
- (60) 『王公表傳』卷六七、傳五一、扎薩克一等台吉納瑪璦藏布列傳。
- (61) 『聖祖實錄』卷一五五、康熙三二年五月癸酉(二四日)條。『方略』卷二、同日條。
- (62) Ts. Sonomdagva: *Manshijn zakhingand bejsen ueijn ar mongolyn zasag zakhingany zokhion bovgulalt* (1691-1911), Ulaanbaatar, 1961, 73-r tal.

THE DIPLOMATIC FUNCTION OF FIVE CAPITALS 五京 IN THE LIAO 遼 DYNASTY

KAWAKAMI Yo

The Liao dynasty had the three capitals system at first, Shangjing 上京 as the main capital, Dongjing 東京 as the capital of the residential section of the Bohai 渤海 people and Nanjing 南京 as the capital of that of the Han race. They were originally established to control the residents, but Dongjing was also served as a base for the negotiations with the Koryŏ 高麗 dynasty, and Nanjing with the Five dynasties and the Song dynasty. After that, Zhongjing 中京 was established when the Liao dynasty formed closer connection with the Song dynasty by the Treaty of Chanyuan 澶淵, and Xijing 西京 when it got into dispute with the Xixia 西夏 dynasty. Thus, it is supposed that Zhongjing and Xijing were established to carry out the foreign policy rather than domestic one.

The five capitals system of the Liao dynasty was formally under the influence of the Chinese dynasties, but in respect of such diplomatic functions as a base for the negotiations with foreign countries at peace or war respectively, it was the same as that of the Bohai dynasty.

THE QING DYNASTY AND THE EIGHT ᠶASAᠭS 八扎薩克 OF QALQ-A 哈爾哈 MONGOL

OKA Hiroki

It was the 12th year of Shunzhi 順治, 1655, more than 35 years before Qalq-a's official surrender to the Qing, when the Eight ᠶasaᠭs were appointed for Qalq-a Mongolia, which had maintained her independent status from the Qing dynasty at that time. They were those "head beises 貝子 of Qalq-a" with whom the Qing dynasty negotiated on the problems of "Tenggis chief's revolt" of the Sonid and of the plundered livestock from

Inner Mongolia by the Qalq-a. When these problems were resolved in 1655, the Qing obliged the "nine white tributes" per year 九白年貢 as the Eight Jasar's obligation and determined the quantity of bestowal from the Qing court to them. This system was maintained until the 25th year of Kangxi 康熙, 1686.

However, when Qalq-a surrendered as a result of their evacuation to Inner Mongolia from Taldan 噶爾旦's invasion of Qalq-a after 1688, the Qing reorganized Qalq-a to the banner (qosiγu 旗) system and nominated 36 Jasays as banner chiefs.

THE MAIZE IN EASTERN TURKISTAN

HORI Sunao

A kind of maize which had originated in America rapidly spread in Eastern Turkistan after the middle of the 19th century. But two questions concerning the crop have remained unsolved. One concerns with when and from where the maize came to the area, and the other with possible reasons for and the social background of its rapid diffusion.

For the first problem, this paper proposes that maize had been brought into the area by land from the West before the Qing dynasty's advance to the region. For the second problem, the paper presents following arguments. The first is that whether the area was capable to support its population is not an essential problem to be considered here. Consequently, the paper argues that we must give more careful attention to various changes concurrently happening with the diffusion of maize in Eastern Turkistan agriculture.

These changes, namely the decrease of fallow lands, the diffusion of winter wheat and consequent multiple cropping, were in the same social trend in which the spread of maize and karezes took place.

Maize was accepted in Eastern Turkistan because it was a crop that went along with the progress of the area's monetary economy. Through the analysis of the role maize played there and then, we can obtain a